

第 1 章 鳴門市地域福祉計画の策定プロセス

第 1 節 地域福祉計画等の位置づけと策定体系

本計画は地域福祉を推進するため、社会福祉法第 107 条の規定に定められている事項とその他健康増進と福祉の向上に関する事項などを明らかにするものです。

また、本計画は鳴門市自治基本条例の理念に則り、鳴門市総合計画を上位計画とし、本市の社会福祉を多様な主体が協働して推進するうえでの基本的な方向性を定めるものです。一方で、高齢者や障がい者、子どもなど、各分野における具体的な取り組みについては、それぞれの根拠法令に基づいた分野別の計画を策定し、施策の推進・展開を行っています。そのため、個別の施策・事業については、各分野別計画に位置づけ、それらの施策が展開される地域福祉の理念を「地域福祉計画」で示していきます。

したがって、この計画は、福祉に関する分野別計画の理念計画として分野別計画を包含する役割があります。

また、地域福祉の推進を目的とする市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは車の両輪の関係ともいわれ、本計画と「地域福祉活動計画」は本市と市社会福祉協議会と緊密な連携のもとで策定されるものです。

★地域福祉計画とは★

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

<計画の位置づけ>

鳴門市自治基本条例「市民等が主役のまちづくりの理念」

鳴門市総合計画

鳴門市地域福祉計画

【福祉分野の理念計画としての位置づけ】

福祉に関する分野別計画

- ・健康増進計画「健康なると21」
- ・鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・鳴門市障害者計画、鳴門市障害福祉計画、鳴門市障害児福祉計画
- ・鳴門市子ども子育て支援事業計画

等

鳴門市地域福祉活動計画

【地域の行動目標・指針】

鳴門市の関連計画

鳴門市都市計画マスタープラン、鳴門市教育振興計画、
鳴門市地域防災計画、鳴門市地域公共交通総合連携計画 等

第2節 地域福祉計画等策定の趣旨

1 計画策定の背景

高齢、障がい、生活困窮など、複合化した課題を抱える個人、世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題解決を図るため、鳴門市としては、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的支援体制の構築を図り、「我が事・丸ごと」として地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現をめざし、社会福祉法に基づいてここに地域福祉計画を策定しました。

地域経済の安定や、地域住民が定住できるための生活基盤の整備などハード面での地域づくりを進めるとともに、社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み、支え合い、あらゆる人の存在価値を認める社会的包摂の考えに基づいたソフト面の充実を図るため、行政、市社会福祉協議会、福祉関係機関などと、地域住民が協力していくことが求められています。

2 計画策定の目的

地域づくりを進めるためには、行政が主体となって地域福祉を推進するのではなく、そこに住む市民や各福祉活動団体、事業者と行政とが協働しながら、それぞれ互いを尊重しながら主体的に地域の生活課題に取り組むことが必要となります。そこで地域の生活上の課題を的確に捉え、それらに対応する必要なサービスの内容を明らかにし、市民と行政との協働体制確立の基本指針とするため、「地域福祉計画」を策定します。

また「地域福祉活動計画」の策定は、地域と共に福祉活動を推し進めていく役割を担っている市社会福祉協議会が地域住民や関係団体等との協働を基にこれからの地域福祉を推進するため、地域課題の解決へ向けた目標を明らかにすることを目的とします。

市と市社会福祉協議会とは、お互いに地域福祉活動に協力・連携してきましたが、市社会福祉協議会による地域へのはたらきかけや、地域福祉活動の推進が十分でなかったことから、今後も協力体制を保ちながら、市、市社会福祉協議会、地域住民が協働し、地域福祉の活動を推進するため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度から概ね5カ年間とします。なお、この期間中であっても、社会情勢等の変化を踏まえ市及び市社会福祉協議会を取り巻く状況が大きく変化した場合には必要に応じて随時見直しを行うものとしてします。



★我が事・丸ごと★

地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みを作っていくとともに、市においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要があります。

★社会的排除と社会的包摂★

社会的排除は、貧困、生涯教育の機会や基本的能力の欠如、差別のために社会参加ができず、社会の隅に追いやられていく過程で、社会や地域の活動だけでなく、雇用、収入、教育の機会が得られなくなっていくことをいいます。社会的排除の状態になると、人は意思決定に関与する機会を失い、無力感ゆえに社会参加ができません。こうした人権課題を抱えて社会から排除されている人びと、あるいは社会から断絶・孤立している人びとを社会の一員として受け入れ、問題解決を図るべきという考え方を社会的包摂といいます。

★地域福祉活動計画とは★

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を經營する者が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的にとりまとめたものです。

第3節 地域福祉計画等策定のプロセス

計画策定においては、サービスの提供や適切な利用のための支援、計画の進行管理、役割分担などについて、サービスの利用者であり担い手でもある市民と様々な生活課題とその解決策を一緒に考えることが重要と考えました。

そのため、鳴門市では平成27年度に市民アンケートによる意識調査、平成28年度から29年度にかけては、「鳴門市地域福祉計画審議会」、公募市民と鳴門市職員、鳴門市社会福祉協議会職員から構成される「鳴門市地域福祉計画等策定市民会議」の開催や各地区社会福祉協議会単位13地区の地域で5回にわたり開催した「地域座談会」等の方法により、市民自身が市民と共に市民の声を聞き、計画の中に地域の考え方を取り入れ、市民参画による計画づくりを行いました。

(1) 市民アンケート調査

本調査は、15歳以上の市民2,000名（無作為抽出）を対象として、「地域福祉」に対する市民の考え方や意見をお伺いし、地域や年齢層別の福祉課題などを集約することで、地域に即した計画を策定するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査概要

- 調査対象者：無作為抽出した15歳以上の市民2,000名
- 調査期間：平成28年2月29日（月）～平成28年3月18日（金）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
15歳以上の市民	2,000件	810件	40.5%

(2) 地域福祉講演会

地域福祉の意識、考え方を醸成するため、平成28年8月と9月の2回にわたり、地域福祉講演会を開催しました。この講演会には延べ200名ほどの市民の方に参加いただき、これから訪れる人口構造の変化に伴い起こりつつある課題に対する先進地の取り組みなどに触れ、今後地域で目指すべき支え合いの社会をつくっていくことの重要性についての講演がなされました。

①第1回地域福祉講演会

平成28年8月6日、公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザーの土屋幸己氏をお招きし、「地域の支え合い活動を広げるために」～みんなで創る新しい支え合い・助け合い社会～をテーマに開催しました。

人口減少・高齢化・自殺問題等の現状や、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていくためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が必要となっていること、公的制度では解決が難しい課題（ニーズ）に対する解決策を支援していくためには、住民と行政等の協働で地域の社会資源を活用した互助の仕組みづくりが必要であること等先進地の事例等を交えながらの講演となりました。

②第2回地域福祉講演会

平成28年9月11日、第1回に引き続き公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー土屋幸己氏をお招きし、「地域で最後まで住み続けるために」～これからの地域福祉について～をテーマに開催しました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の必要性、2つの計画の関係性、そして住民参加の意義、住民の役割について、また地域共生社会の実現に向けての取り組み等、先進地の実践事例等が示されました。

<地域福祉講演会の様子>



(3) 鳴門市地域福祉計画審議会の開催

鳴門市地域福祉計画審議会は鳴門市の附属機関として設置され、平成28年9月から平成30年3月にかけて合計4回開かれました。各種団体からの代表・公募の市民など18名の委員で構成されています。第1回審議会では市長、市社会福祉協議会会長から地域福祉計画、地域福祉活動計画についての策定内容・方法について審議されるよう諮問、依頼がそれぞれなされました。

また市民会議等の設置を承認し、市民会議・地域座談会から出された意見を踏まえつつ審議・検討を行い、本計画の原案を作成しました。

(4) 徳島大学との共同研究

地域住民と一緒にボトムアップ型の計画作りをしていくため、地域福祉分野における専門機関のひとつである徳島大学と共同研究委託契約を締結しました。徳島大学からは、市民会議や地域座談会における住民意識の醸成、地域課題の抽出に関して、専門的技術、知識、手法の提供が行われました。市民会議や地域座談会には教員と学生が参加し、出された意見を記録し、データとして整理したのち分析を行いました。分析結果は市民会議、地域座談会の中で住民等に対して情報提供を行い、本計画にも「地域座談会を通じて見えた鳴門市の課題」として記載されています。また、市民会議や地域座談会に参加した市民を対象としたアンケート調査を実施し、地域住民の地域に対する意識や市民会議参加前後の意識の変化を分析しました。

(5) 市民会議の設置・開催

「鳴門市地域福祉計画審議会」において「市民会議」の設置が承認され、合計9回の市民会議を開催しました。

市民会議は約90名の委員で、公募による市民、鳴門市地域福祉計画等策定プロジェクトチーム等のメンバーで構成されます。市民会議では市民会議委員の福祉意識の醸成のための講義や地域座談会開催へ向けた座談会形式のグループワークを通して意見交換の手法を学びました。

＜市民会議の開催経過＞

第1回市民会議：『結団式』（平成28年12月10日）

第2回市民会議：『市民会議における市民・職員・学生の役割』（平成29年1月22日）

第3回市民会議：『地域座談会の進め方』（平成29年2月5日）

第4回市民会議：『活発な意見交換の方法』（平成29年2月26日）

第5回市民会議：『福祉資源マップの作り方』（平成29年4月9日）

第6回市民会議：『地域の課題を引き出す』（平成29年5月21日）

第7回市民会議：『鳴門市の福祉課題を考える』（平成29年7月9日）

第8回市民会議：『地域の課題解決の道筋を示す』（平成29年9月3日）

第9回市民会議：『計画策定で得たもの』『地域座談会を振り返る』（平成30年3月21日）

市民会議委員は市民会議において研修を重ねながら、担当地区の地域座談会へ参加し、住民との意見交換のなかでファシリテーターとしての役割を担いました。

地域座談会に市民会議委員が参加することにより、住民だけではまとまらない議論や、意見交換が活発になりづらかったグループでも、時間が経つにつれ、テーマに沿った活発な意見交換がなされるようになり、地域における課題の抽出・把握につながりました。

さらに市民会議のなかで地域住民の課題・目標の集約・報告を行い、各地域の現状を市民会議にフィードバックし、情報共有を行うことにより計画の策定のための活動を実施しました。

★鳴門市地域福祉計画等策定プロジェクトチームとは★

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定するにあたり、市の関係部局に所属する職員及び鳴門市社会福祉協議会の職員により計画策定に必要な事項を検討するために鳴門市地域福祉計画審議会により設置されたプロジェクトチームです。

（６）地域座談会の開催

地域における身近な課題を明らかにするため、地区社会福祉協議会を単位とした１３地区において、各５回の地域座談会を実施しました。

地域座談会の参加者は地域でお住まいの方、また地域において勤務されている方とし、参加者は６～８人の班に分かれて、市民会議委員と共にグループワーク形式で意見交換を行いました。各回でテーマを設定し話し合いがなされ、様々な意見・地域課題・地域目標等が出されました。また地域座談会には立場や職種、世代を超えて多くの方にご参加いただき、延べ合計１，５４８名の地域住民の皆様にご参加・ご協力いただきました。

＜地域座談会の開催経過＞

第１回地域座談会 （平成２９年３月８日～平成２９年４月１日）

テーマ：『地域の魅力』について

第２回地域座談会 （平成２９年４月１２日～平成２９年５月１２日）

テーマ：『地域の福祉資源マップ』について

第３回地域座談会 （平成２９年５月２７日～平成２９年７月２日）

テーマ：『地域の生活課題と解決役割』について

第４回地域座談会 （平成２９年９月１０日～平成２９年１０月１日）

テーマ：『地域コミュニティ再生に向けての課題解決方法』について

第５回地域座談会 （平成２９年１０月７日～平成２９年１１月７日）

テーマ：『地域の重点課題の解決方法』について

地域座談会は鳴門市地域福祉計画及び、鳴門市地域福祉活動計画を策定するための課題（ニーズ）を把握し抽出することを目的として行いました。『地域が感じている生の声』を市（行政）・市社会福祉協議会の職員が直接聞くことにより、行政から住民・地域へ発信する計画ではなく、地域から上がってきた声を盛り込む、いわゆるボトムアップ型での計画策定を行いました。



★地区社会福祉協議会とは★

住みやすい地域社会づくりを目指して、住民がすすんで福祉活動へ参加できるように作られた組織です。自治会や民生委員、消防団、ボランティア等各種様々な団体や個人がより良い地域づくりを目指すために地域の様々な団体や個人が横の連携をつくり、協力し合って地域の福祉問題や課題解決に取り組むために組織されました。

鳴門市内には13地区の地区社協が設置され、地域独自の特色ある事業が実施されています。

【鳴門市内の地区社協一覧】

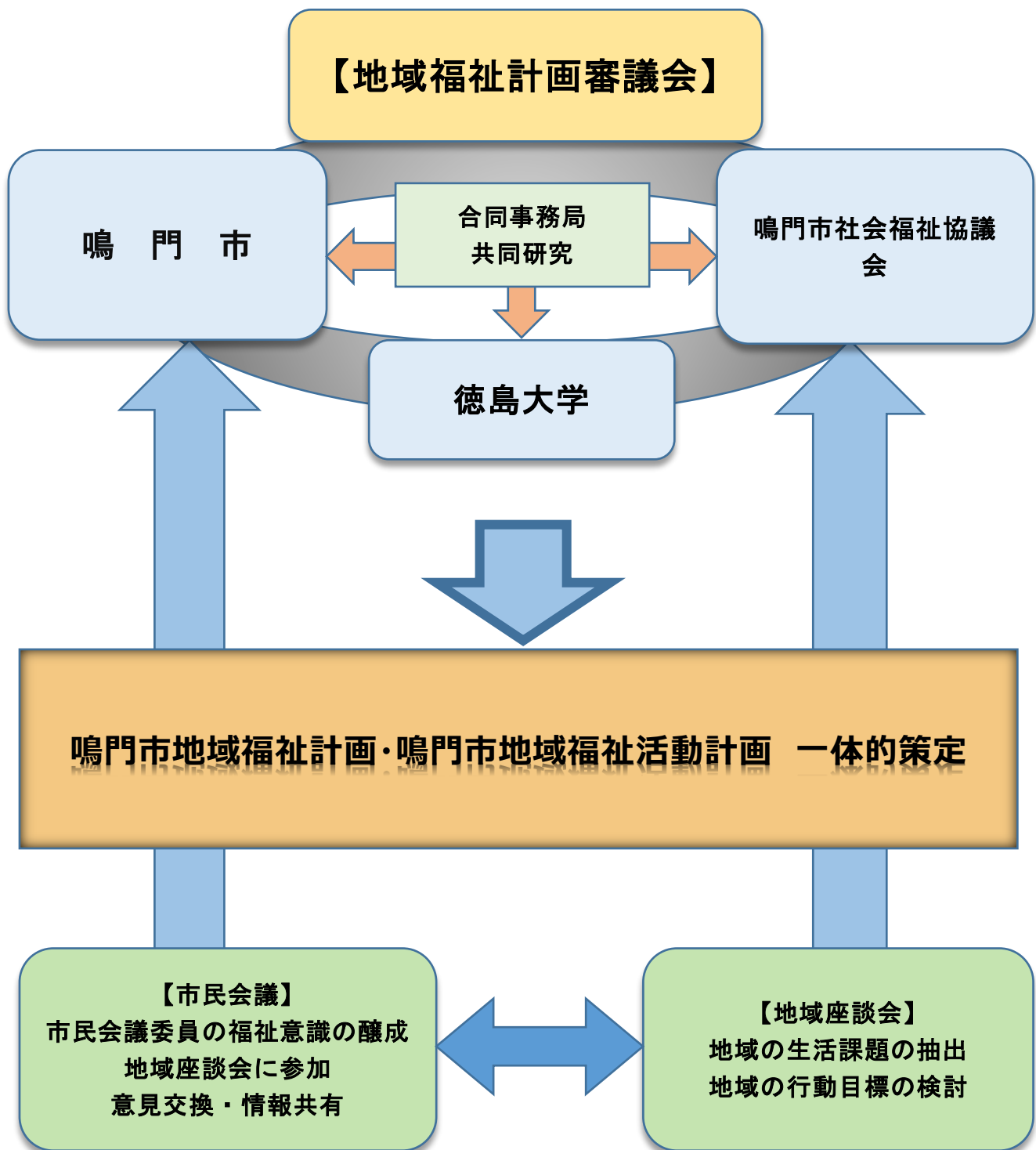
木津神地区社協、中央地区社協、斎田地区社協、黒崎地区社協、桑島地区社協、川東地区社協、里浦地区社協、鳴門東地区社協、鳴門西地区社協、瀬戸地区社協、大津地区社協、北灘地区社協、大麻地区社協

(7) 情報提供

計画策定の過程を鳴門市公式ウェブサイト等を活用し随時情報提供するとともに、パブリックコメント手続きを実施し、計画の策定手続きを行いました。



＜計画の策定プロセスの体系＞



＜市民会議の様子＞



＜地域座談会の様子＞

